

政令第 号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行期日は、平成二十年七月二十三日とする。

理由

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。